

表143 精神保健福祉法に基づく処理件数

	総数	法第21条 (保護者の代行)	法第23条 (診察及び保護申請)	法第24条 (警察官の通報)	法第29条 (市長による入院措置)
総 数	417	211	-	135	71
川 崎	130	75	-	36	19
幸	27	17	-	8	2
中 原	40	23	-	12	5
高 津	56	31	-	17	8
宮 前	58	22	-	24	12
多 摩	58	22	-	22	14
麻 生	48	21	-	16	11

資料：精神保健課

表144 精神科救急医療条文別診察結果

神奈川県、横浜市及び相模原市との4者協調事業として、精神科救急医療を実施し、精神障害者またはその疑いのある者について、精神保健福祉法に規定された通報、申請、届出に対し、精神保健指定医が診察を行い、精神障害者への適切な医療と保護を行っている。

区 分	申請通報 届出件数	調査取下等により		診察実施件数診察結果						繰り越し
		診察不要	内病院 紹介	件数	措置入院	医療保護 入院	任意入院	入院外 診療	医療不要	
一般からの申請 (法第23条)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警察官の通報 (法第24条)	135	44	-	91	68	12	-	10	1	-
検察官の通報 (法第25条)	5	3	-	2	2	-	-	-	-	-
保護観察所長の通報 (法第25条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
矯正施設長の通報 (法第26条)	31	30	-	1	1	-	-	-	-	-
病院管理者の届出 (法第26条の2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療観察法に係る通報 (法第26条の3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市長の職権診察 (法第27条第2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	171	77	-	94	71	12	-	10	1	-

資料：精神保健課